## 定款(2024年10月1日施行)

## 第10条(経費の負担)

本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び 毎年、社員は社員 総会において別に定める額を支払う義務を負う。 但し、本協会 の会員規約に従った会費を納入している者はこの限りでない。

社員区分	負担額
法人社員	入社時並びに次年度以降毎年5万円以上
個人社員	① 正会員 正会員会費をもって充当する
	<ul><li>② 正会員以外の個人社員</li><li>入社時並びに次年度以後毎年1万円以上</li></ul>

以上